

1 「国土の管理構想」第1章2.)

2 人口減少下の国土管理の課題と管理の在り方（案）

3
4 (1) 国土管理の在り方を示すに当たっての留意点

5 ここでは、人口減少下における持続可能な国土や地域の実現に向けた国土管理の在り方とし
6 て、都道府県・市町村・地域における管理構想策定に当たっての指針となる考え方を示す。ま
7 ず、人口減少下の国土管理の在り方を示すに当たり、以下の点に留意する。なお、この考え方
8 は、都道府県、市町村及び地域における管理構想の検討に際しても参考とする。

- 9
10 ・人口減少や財政制約が継続する中では、全ての土地について、これまでと同様に労力や費
11 用を投下し、管理することは困難になることを想定する必要がある。これらの状況下で国土
12 の適切な管理を進めるに当たっては、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、国土の
13 多様な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高めていくことが必要である（複合的な
14 施策の推進）
- 15 ・また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などの土地については、そ
16 れぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、新たな用途を見いだ
17 すことで国土を荒廃させず、むしろ国民にとってプラスに働くような最適な国土利用を選
18 択するよう努めることが必要である（国土の選択的利用）
- 19 ・全ての土地について従来通りの管理をしていくことは難しいとの認識に立ち、将来像を見
20 据えたうえで、管理方法の転換や管理の縮小の検討を行うことが必要である。また、集落に
21 においては将来的に人口減少が進み、場合によっては集落が無住化する可能性も考慮に入れ
22 た、土地利用・管理の選択を行うことが必要である
- 23 ・地域の発意と合意形成を基礎とした地域主体の国土管理の取組を促進するとともに、水資
24 源や農林水産資源など良好な国土の恵みを享受する都市住民が農山村地域の管理を支える
25 など、多様な主体の参加による国土管理を進める（国土の国民的経営）
- 26 ・短期の経済合理性だけでなく、長期的な経済合理性と持続可能性を追及する
- 27 ・土地所有者は、土地の適正な利用及び管理並びに円滑な取引を行う責務を有するが、周辺
28 の土地や近隣住民等に悪影響を与える場合には、近隣住民や地域の利益が優先され得るた
29 め、土地所有権が制限を受けることもあるとともに、土地所有者が自ら土地を適正に管理す
30 ることが難しい場合には、土地所有者による必要な負担を前提としつつ、所有者以外の地域
31 住民などの利用・管理の取組を促進する
- 32 ・個別法やそれに基づく計画、基準等で方向性や考え方が示されているものについては、そ
33 れに準拠することとし、分野ごとの個別最適と全体最適の調整の考え方の整理を行う

34
35 (2) 時代背景の変化と国土利用・管理のあり方

36 国土利用計画法に基づく国土利用計画制度や土地利用基本計画制度は、土地の投機的取引
37 と地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去することや乱開発の未然防止や遊休土地の有効
38 活用の促進といった土地問題を背景に、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林
39 法といった各個別の土地利用に関する法律制度に基づいた計画だけでは難しい各個別分野の

1 総合調整を行うために作られた制度である。現在、人口減少が進み、土地の開発や適正利用が
2 課題とされた経済成長時代から、土地の適正な管理が課題となり縮小していく時代へと変化す
3 る中で、国土利用計画制度はもちろん、各個別法制度においても対応できない課題が増えてき
4 ている。また、人口減少のみならず、ライフスタイルの変化、気候変動、災害リスクの増大と
5 いった様々な時代背景の変化に対応した国土利用・管理の課題については、従来通りの考え方
6 や制度では課題解決を図ることが難しい。国土利用計画に国土の適正管理の考え方を取り入れ
7 た国土管理構想の検討の中で、これまで描ききれなかった分野間の調整や新たな課題への対応
8 についても検討を進めていくことが必要となってくる。

9 10 (2) — 1 時代背景の変化と国土管理上の課題

11 具体的には①人口減少、②ライフスタイルの変化、③気候変動と災害リスクの増大の課題に
12 対応した国土利用・管理が必要であると考えられる。

13 ① 人口減少と国土利用・管理

14 人口減少が進み、開発圧力が低下し、空地、空家が増加する中でも、市街化区域内の土地の
15 地価は低下しないこともあり、引き続き都市郊外部の市街化調整区域においては、一部農地の
16 宅地への開発は続き、空地、空家、農地、新規住宅が混在化すると考えられる。これらの地域
17 は立地適正化計画の居住誘導区域の範囲外であると考えられているが、開発の歯止めがかかっ
18 ていない状況にある。一方で、これらの地域は都市計画上も自然環境に囲まれた豊かな生活を
19 実現する地域として、農業的土地利用と都市的土地利用の調和の取れたまちづくりが求められ
20 ていることや、立地適正化計画における居住誘導区域内における緑地・農地と居住誘導区域外
21 の緑地・農地とを切り分けずに都市全体での緑地や農地のあり方を考えていくことが求められ
22 ているものの、農業政策と都市政策との連携が十分には進んでおらず、各個別法の計画制度の
23 中でも議論しきれていない状況にある。

24 中山間地域においては、人口減少、高齢化が進み、消滅していく集落が増えていくことが予
25 想されている。集落が消滅した場合、これまで地域住民の手で利用・管理されてきた、森林、
26 農地、農業用排水路、道路等が集落空間全体として管理不全の状態に陥る可能性がある。所有
27 者の責任として個人所有の土地の管理が続いたとしても、集落で共同管理を行っていた土地は
28 管理が難しくなる可能性が高く、空間として放置が進み、周辺地域や都市地域へ大きな外部不
29 経済を与える可能性がある。これらの課題が発生する前に対策を進め、管理状況を維持してい
30 くとともに、無数の集落の消滅が発生した場合、地域づくりの観点からどのように考えるのか、
31 外部不経済の抑制のために必要な管理行為を誰が担っていくのか、検討が必要となってくる。

32 中山間地域同様に、過去に開発されたニュータウンや宅地については、同一世代が入居して
33 いるため、一斉に人口減少、高齢化が進み、住宅地全体が「限界住宅地」化している地域が存
34 在している。これらの地域については、近い将来に撤退の選択肢を取らざるを得ない状況にな
35 ることも考えられるが、撤退の選択肢を取ることと、地域を存続させることのどちらのコスト
36 負担の方が大きいのか、本当に撤退の選択肢を取ることが必要なのか、地域住民とどのよう
37 に議論を進めていくべきなのか、住民が撤退した住宅地が放置された場合、自然環境や水循環、
38 災害リスクの観点から課題はないのか、周辺地域への影響はないのか等、議論が進んでいない
39 状況にある。

1 このような集落の消滅まで至らなかったとしても、各集落で利用・管理が難しくなった農地
2 は荒廃し、森林の様相を呈する状況になるなど農地に復元することが難しい土地も増えてきて
3 いる。これらの農地については継続して利用することができないと見込まれる場合は非農地と
4 されることとなるが、これらの土地の扱いについてどの分野においても政策として取り扱われ
5 ていない状況にある。非農地化された土地の中には悪影響を引き起こす土地も存在している。

6 また、こうした住宅地や集落の撤退や、土地利用や管理の在り方の転換に当たっては、国土
7 の持つ多様な機能の側面から悪影響を生じないか勘案するとともに、自然環境の保全や災害リ
8 スクに対する強靱な国土・地域づくりにつながるよう、戦略的に進めることが重要であり、そ
9 のための科学的知見の蓄積も必要である。

10 11 ② ライフスタイルの変化と国土利用・管理

12 新型コロナウイルスの感染拡大や IT 技術の導入拡大により、ライフスタイルや働き方の変
13 化が加速している。テレワークの拡大により、住む場所や働く場所に捕らわれない働き方が可
14 能となるとともに、インターネットが普及し、インターネット通販が普及している中では、都
15 市部まで買い物に出かける必要性もなくなるなど、必ずしも都市部に住居を構える必要性が
16 なくなっている。あわせて、若い世代を中心に地方移住への関心が高まっており、二地域居
17 住やワーケーションといった地方と都市での生活をミックスするような新たな働き方・生き方
18 が生まれるなど、農山漁村の自然豊かな環境での生活を求めた人の流れが加速することが考え
19 られる。このような時代の変化の中で、農山漁村や自然維持地域の価値や魅力を再認識し、農
20 山漁村の生活環境やこれらの地域の国土管理を維持する必要性が改めて認識されてくると考
21 えられる。

22 23 ③ 気候変動と災害リスクの増大と国土利用・管理

24 国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書においては、気候システ
25 ムの温暖化は疑う余地がなく、温室効果ガスの排出量の削減に厳しい対策をとったとしても、
26 世界の平均気温が上昇し、気候変動の影響のリスクが高くなると予測されている。世界中で気
27 象災害が頻発し、すでに気候変動による影響が現実のものとなっており、日本においても、近
28 年、大雨の頻度や強度が増加しており、毎年のように豪雨や台風による災害が発生するなど、
29 気象災害が激甚化・頻発化している。これまで災害対策は過去に発生した災害の経験を踏まえ
30 て講じられてきたが、気候変動によってこれまで経験したことのない事象が発生するとの認識
31 に立ち、対策を講じていく必要がある。

32 また、そうした気候変動を踏まえた防災・減災に取り組むと同時に、気候変動のリスクを可
33 能な限り小さくするため、温室効果ガスを削減する取組は不可欠であり、あらゆる面で徹底し
34 た脱炭素の取組を進める必要がある。2050年の脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの
35 吸収源としての森林や農地、緑地や、再生可能エネルギーとして活用可能な地域資源が賦存す
36 る農山漁村などの地域の重要性が増すものと考えられる。

37 38 (2) ー2 時代背景の変化と国土の管理のあり方

39 これらの課題については、これまでの各個別の計画制度の中では解決が困難であるため、各

1 個別分野で引き続き議論を進めるとともに、個別分野が連携した方向性を国として提示してい
2 く必要がある。また、集落や地域が空間として無住化することに伴う外部不経済の発生に対応
3 した管理コストは、地域住民にとって過大になる場合も考えられるため、その公益性に応じて
4 必要な支援を行うことが求められる。また、集落の消滅や、管理不全土地の発生による外部不
5 経済の発生を抑制するためには、地域や市町村において、国土管理に関する話合いの取組を進
6 め、必要な管理行為を維持していくことで、将来的な外部不経済の発生を抑制していくことが
7 必要であり、これらの取組の実施に当たっては、支援が必要である。国、都道府県、市町村、
8 地域においてこれらの課題について検討をする際には、国土管理構想の枠組みの中で分野横断
9 的な議論を行い、各個別施策や個別計画に落とし込んでいくことが求められる。

10 11 (3) 地域の維持に向けた国土管理の課題と管理の在り方

12 地域の維持に向けては、国土の利用・管理が行われている必要があり、国土の利用・管理の
13 取組を進めるためにも地域が維持されていることが必要である。

14 15 (3) — 1 地域の維持に向けた課題

16 農山漁村では、集落において、農林水産業の生産を世帯間で補完し合い、日常的な相互扶助
17 のもとで、農地、森林などの地域資源の管理や、農業水利施設や生活道路の草刈り・補修等の
18 インフラの維持・管理が行われるとともに、これらの活動を通し地域コミュニティの維持等が
19 図られてきた。

20 こうした農林水産業等の生産活動を通して、農山漁村は、食料を供給する役割だけでなく、
21 国土の保全や、水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、地域固有の文化の保存・
22 継承等の様々な公益的な機能を発揮してきた。また、こうした地域固有の文化や景観の形成等
23 によって地域社会のアイデンティティが培われ、地域のコミュニティが維持されてきた側面も
24 ある。しかし、人口減少・高齢化によってこうした地域の生産や生活の基盤の維持・管理が困
25 難になり、農山漁村が発揮してきた様々な公益的な機能が喪失されることが懸念されるととも
26 に、地域コミュニティの維持も困難となってきた。

27 一方、都市地域では、農山漁村において地域コミュニティが担ってきた役割の多くは行政が
28 担っており、国土管理を通じた地域コミュニティが醸成されている地域は多くない。こうした
29 中で、管理を担う行政の体制や財政の弱体化、インフラの老朽化、人口減少・高齢化等による
30 地域コミュニティの希薄化が課題となっている。この結果、地域の見守り機能や地域防災力の
31 低下を通して地域の災害時の脆弱性を高めることにもつながっている。一部の市街化調整区域
32 については、開発圧力が低下する中でも、引き続きスプロール状に農地の宅地開発が進む可能
33 性がある。このような農地や宅地などの地目が混在している地域が今後も増加する可能性があ
34 るが、これらの地域については、新規住民と旧住民とでコミュニティが分断されている可能性
35 や既存の農地管理を通じた地域コミュニティが壊れていく可能性があり、課題となる地域と考
36 えられる。

37 38 (3) — 2 地域の維持に向けた国土管理の在り方

39 地域の維持に向けた国土管理の在り方については、①地域コミュニティ機能の維持、②生活

1 環境の維持、③無住化する可能性を考慮に入れた取組の側面から整理をする。

2
3 ① 地域コミュニティ機能の維持

4 国土管理を支える前提として、集落を維持し、活性化させ、地域コミュニティを維持して
5 いくことが必要である。そのためには、地域管理構想の取組を通して、地域住民自ら現在の
6 地域の課題状況や地域の資源や歴史、文化、自然環境など地域の魅力の把握を行い、地域の
7 将来像や将来的に持続可能な土地利用の在り方や共同管理の在り方、地域活性化の取組等
8 について検討を行い、集落の維持に向けた地域の方向性について検討を行うことが必要で
9 ある。農山漁村においては、地域管理構想の検討に併せて、人・農地プランの実質化に向け
10 た農業者の話合いや多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度における地域・集落
11 の今後の農地利用に係る話合いなどと合わせて実施することで、農地や農業に関する議論
12 に、農業者以外の住民の参画を促すことが可能となり、多様な主体の参画による農業や地域
13 づくりを進めることが可能となる。これらの事業によって共同活動が促進されることで、地
14 域コミュニティの再生につながると考えられる。一方で、都市地域についても、公園等の施
15 設や公共空間の管理やリノベーションによる地域の再生に当たって、地域住民によるまち
16 づくり活動を行うことが考えられる。これらの取組によって農山漁村及び都市地域におい
17 て共同活動が促進され、地域コミュニティの再生につながると考えられる。

18 また、地域を維持していくための様々な活動を進めるに当たっては、取組を組織化するこ
19 とで継続性が担保される可能性がある。特に、国土管理に関する活動は必ずしも単独で経済
20 性を有するものではなく、地域の経済活動の基盤となるものであることから、地域住民が中
21 心となって地域運営組織を組織化し、観光、6次産業化などの採算性を有する事業と組み合
22 わせて事業化することで継続的な国土管理を実現できる可能性がある。

23 地域を維持していくためには、地域で生活が続けることができる所得や雇用機会が確保
24 されることも重要であり、農山漁村においては、農林水産業の所得の安定向上の取組はもち
25 ろんのこと、所得確保手段の多角化が重要である。地域の社会・経済が持続可能なかたちで
26 維持・成長していくためには、地域内の資源や人材を活用し、地域内外との経済・資源の循
27 環を創出していくことが必要である。

28 取組を進めるに当たっては、人材不足が問題となることがあるが、関係人口など外部人材
29 との交流・連携を図ることが重要である。外部人材は、地域住民では気づいていない地域の
30 魅力を発掘し、地域活性化の取組を進める可能性や、将来的に移住し地域を維持していく担
31 い手になっていく可能性などもある。6次産業化や農泊、農林水産業体験イベントなど地域
32 資源を活用した取組は地域の持つ価値や個性を伸長させるとともに、その価値や個性を発
33 信することできるため、外部人材との交流・連携がより深化することも期待できる。

34 また、急激な人口減少が進み、地域コミュニティ機能の低下が著しい中山間地域の一部集
35 落については、集落機能の再編や複数の集落の広域連携、生活サービス機能を集約化した小
36 さな拠点の形成などにより、集落機能の確保を行うことも重要である。

37
38 ② 生活環境の維持

39 地域を維持していくためには、地域で生活が続けることができる環境が維持されている

1 ことが重要である。生活環境の維持としては、生活インフラ等の維持や土地利用の維持につ
2 いての管理の在り方を整理する。

3 ②—1 生活インフラ等の維持

4 地域において生活を続けるためには、住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等が確保さ
5 れていることが重要であり、国土管理の取組に合わせて、これらの生活インフラ等の維持に
6 ついても取組が進められる必要がある。また、農山漁村地域においては、前述の通り、生活
7 道路の草刈りや補修等のインフラの維持・管理を集落内の相互扶助の中で行ってきたが、こ
8 れらの担い手が不足している状況であり、地域外からの参加者も含めた多様な主体の参画
9 により生活環境の維持を検討することも必要である。

10 なお、一集落の中では生活していくために必要なサービスが揃っていないと考えられる
11 ため、複数の集落を含む生活圏において、必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持
12 していく小さな拠点の形成が必要である。

14 ②—2 土地利用の維持

15 地域環境を維持するためには、地域内の空地や空家、農地や周辺森林などの利用・管理状
16 況が維持されていることが必要である。これらが放置されると、鳥獣被害の増大、地域防災
17 力の低下や景観の悪化等生活環境の悪化を招くとともに、地域へのアイデンティティの喪
18 失に繋がる可能性もあるため、従来通りの利用・管理が困難だと考えられる土地については、
19 土地利用・管理の手法の転換を図るなど新たな土地の利用・管理の取組を検討する必要があ
20 る。また、人口減少下で国土管理が必要な土地が増加する中でもスプロール状に農地の宅地
21 開発が進む可能性があるが、農地の宅地化ではなく、優先的に空地や空家の活用が進むよう、
22 調整を行っていくことが必要である。市町村や地域においてこれらの土地利用・管理につい
23 て検討するに当たっては、国土利用計画及び今回の国土管理構想の取組を通して検討を進
24 むることが有効である。

25 なお、農地や宅地などの地目が混在している地域などを中心に農地は存在しているもの
26 の、地域コミュニティが大きく喪失しているような地域も存在している。そのような地域に
27 ついては、地域において話し合いを進めることが難しい可能性が高いため、地域管理構想の策
28 定を進めるよりも、市町村管理構想を優先的に策定することが有効であると考えられる。

29 以下、空地・空家を含む低未利用地、農地、森林の順に土地利用状況の維持に関して整理
30 する。

31 空地・空家を含む低未利用土地については、所有者による適切な管理を前提としながら、
32 意思・能力のある者による適切な利用を通じた管理が促進されることが必要である。市町村
33 において市町村内の空地・空家の実態把握を行うとともに、適切な管理が行われておらず、
34 地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている空家等については、市町村において、空家等対
35 策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づき代執行を含めた必要な措
36 置や財産管理制度の活用を講ずることが重要である。また、立地適正化計画の誘導区域外に
37 において、所有者自ら空地の適正な管理を行うことが困難な場合には、良好な生活環境等の維
38 持のために、跡地等管理等協定制度を活用し、市町村等が管理を行うことも考えられる。ま
39 た、適切な利用を通じた管理の促進の観点からは、市町村等におけるマッチング・コーディ

1 ネット等を行うランドバンクや空家バンクなどの取組、行政と民間の専門家等の連携による
2 土地に関する相談体制の構築等の取組を行うことが重要である。また、土地の所有者が不明
3 なる場合には、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49
4 号）に基づく地域福利増進事業により、市町村や自治会等の住民組織などが主体となって、
5 地域住民の福祉や利便の増進を図るための公園や広場、購買施設などの施設整備に活用す
6 ることも考えられる。加えて、空家や遊休農地を「農地付き空き家」として移住者が取得で
7 きるよう、市町村において既存住宅活用農村地域等移住促進事業を活用することも有効で
8 あり、空家や農地の利活用のみならず、地域における管理の担い手の確保にもつながる取組
9 として推進することが必要である。

10 また、地域コミュニティが地域の交流やコミュニティ施設として空地・空家を有効に活用
11 することで、生活環境としての維持に加え、地域コミュニティの維持にも寄与することから、
12 地域コミュニティにおいて空地・空家等がどのような価値を有しているか、どのような利活
13 用が有益か等、自らの地域の土地利用・管理について検討を行うことも重要である。

14 農地については、農地集積・集約化等によって農業利用を図った上で、それが困難な農地
15 は放牧等の粗放的利用による農業生産に、それも困難な場合には農業生産の再開が容易な
16 土地として利用することで、農地の荒廃を防ぎ、食料の安定供給や産業基盤としての維持を
17 図るとともに、さらにこれらの利用が極めて困難で荒廃化が避けられない場合には森林等
18 への計画的転換を検討することで、荒廃農地から発生する周辺への悪影響を防ぐことが必
19 要である。これらの土地利用の転換や農地などの地域資源の保全を進めるに当たっては、中
20 山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、地域の共同活動を進めることも
21 必要である。

22 また、農地が荒廃し、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整
23 備が著しく困難な場合やその土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元して
24 も継続して利用することができないと見込まれる場合は非農地と決定されることとなるが、
25 これらの土地の扱いについて、国として今後検討を進めていく必要がある。

26 森林については、自然的・社会的条件を勘案した効率的・効果的な整備・保全を検討する
27 必要がある。森林の有する多面的機能の発揮の観点からは、林地生産力が比較的高く、傾斜
28 の緩やかな場所に位置する人工林については、育成単層林として維持する一方で、自然的・
29 社会的条件が不利な人工林は育成複層林へ誘導することで長期的な管理コストを低減させ
30 ながら公益的機能を発揮させる等、条件に応じた管理の在り方を地域単位で検討していく
31 必要がある。また、地域住民の生活や文化との密接な関わりや、森林の有する国土保全機能
32 等の発揮の観点から、集落周辺の里山等について、優先的に管理を進めることも重要であり、
33 森林・山村多面的機能発揮対策交付金などを活用し、地域住民によって里山の保全管理の取
34 組を進めることや、地域住民による管理が困難な場合は、市町村が森林経営管理制度も活用
35 しつつ、公的主体が管理をを促進することも必要である。

36 ③ 無住化する可能性を考慮に入れた取組

37 一部地域においては、①及び②の取組をもってしても、人口減少の歯止めがかからず、集
38 落や地域が限界化し、将来的に消滅する可能性がある。令和元年度過疎地域等条件不利地域
39

1 における集落の現状把握調査においても、0.7%の集落（454 集落）が 10 年以内に消滅する
2 と、4.3%の集落（2,744 集落）がいずれ消滅すると回答している。また、農林水産政策研究
3 所によると、集落人口が 9 人以下で高齢化率が 50%を超えると集落機能が低下し共同活動
4 が行われなくなる存続危惧集落になるが、この存続危惧集落は 2015 年には 2,353 集落存在
5 しており、30 年後には 9,667 集落まで増加し、これらの集落における耕地面積(2015 年時
6 点)は、全国計で約 20 万 ha にも及ぶと考えられている。

7 このように、集落の人口が限りなく減少し、無居住集落に向かっていく状況に入ると、相
8 当数の国土の管理が難しくなってくると考えられ、周辺地域や都市地域にも大きな悪影響
9 を及ぼす可能性や守るべき資源が喪失していく可能性があるため、完全に集落が消滅して
10 しまう前に、集落消滅も前提とした地域資源の計画的な管理・保全の取組を行っていくこと
11 が必要になってくる。具体的には、市町村管理構想や地域管理構想の取組の中で、これらの
12 地域内に存在する農地や森林などの土地を今後誰が、どのように管理していくのか、検討し
13 ていくことが必要である。地域住民だけでは検討が難しいと考えられるため、居住者の生活
14 を維持する、福祉的な事業などと併せて、市町村が主導し取組を進めていくことが必要であ
15 ると考えられる。集落が丸々放置され、巨大な管理不全土地が生まれてしまうと、そこから
16 発生する悪影響に対応したコストは莫大なものとなる可能性が高く、住民や市町村だけで
17 はコストを負担していくことは難しいと考えられる。集落が消滅する前段階における計画
18 的な保全管理の実施が必要であり、国として、都道府県、市町村、地域等に必要な支援を行
19 うことが求められる。

20 また、これらの取組に併せて、集落の歴史や文化財などについては、集落消滅とともに失
21 われてしまう可能性が高いため、事前に整理し、聞き書きを行うなど、集落をアーカイブす
22 る活動を行うことが必要である。

23 地域消滅の課題は中山間地域のみではなく、都市郊外部の住宅地においても起き
24 る可能性がある。これらの地域の場合、農地や森林等の放置される土地は少ないと考えられ
25 るが、住宅地全体が放置された場合には他地域への悪影響が引き起こされる可能性もあり、
26 対応が必要となってくる。住宅地についても、撤退するにも維持するにもコストの負担が大
27 きいと考えられるため、地域住民と議論を進めながら検討を進めていく必要がある。

28 29 (4) 国土の機能ごとの国土管理の課題と管理の在り方

30 適切に管理されている国土は食料等の生産や良好な景観の形成、地域独特の文化の保存・継
31 承、土壌流出の防止等の国土保全、生物多様性の保全等の様々な機能を有している。国土管理
32 水準の低下によっては、こうした機能が喪失するおそれがある。一方で、こうした機能を維持・
33 発揮させることは、生活基盤や産業基盤の確保等を通じて、地域の社会・経済の維持・成長に
34 もつながる。また、そうした地域の社会・経済の活力が維持されることで、適切な国土管理が
35 支えられる。

36 本項目では、1 生産機能、2 景観形成、地域文化の保存・継承機能、3 保健・レクリエーシ
37 ョン機能、4 国土保全機能、5 環境保全機能、6 水循環機能の国土の機能ごとに国土管理上の
38 課題と管理の在り方を整理する。

1 (4) — 1 生産機能

2 (4) — 1 — 1 生産機能における国土管理上の課題

3 農山漁村に存在する農地、森林、水その他の資源（以下「地域資源」という。）は農林水産物
4 の生産基盤であり、食料や木材の安定供給を確保し、食料自給率及び木材自給率の維持・向上
5 を図るためにも重要である。また、農林水産物及び地域資源は、農林水産業だけでなく、再生
6 エネルギーや観光、食料産業など地域独自の様々な産業を創出するとともに、就業の機会を提
7 供し、地域の社会・経済を支えている。地域独自の食文化も多様な農林水産物の生産に支えら
8 れているものであり、消費者の豊かな食生活の実現に欠かせないものである。これらの機能を
9 維持・発揮するためにも、農地、森林等の適切な管理が重要である。

10 農地は、農業等による利用を通じてこれまで適切に管理されてきたが、農業者や農村人口の
11 著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、今後も、農業者
12 の大幅な減少が見込まれる中で、農業の生産基盤が損なわれることが懸念されている。

13 森林については、山村の人口が減少し、限られた担い手の中でも適切な管理を行うためには、
14 林業の低コスト化による林業経営の収益性の向上や、労働負荷の軽減、労働生産性の向上に課
15 題を抱えている。

16

17 (4) — 1 — 2 生産機能における国土の管理の在り方

18 農地は、人・農地プランを通じた農地集積・集約化、経営規模の大小や中山間地域といっ
19 た条件にかかわらず必要に応じた生産体制の整備、生産性の向上等により足腰の強い産業
20 にしていくことで、農業活動による継続的な利用を通じた良好な管理を図っていくことが重
21 要である。

22 また、主業農家だけでなく副業・兼業などの多様な人材による担い手の育成・確保によ
23 り、農地の適正な管理を続けることが必要である。新型コロナウイルス感染症の拡大を受
24 け、地方回帰への関心が高まる中で、多様な農への関わり方を実践する者は増加すると考え
25 られ、農業と他の仕事を組み合わせた働き方である「半農半X」や二地域居住を実践する者
26 など主業農業者以外の担い手を発掘し、支援することや関係人口などの外部人材をうまく活
27 用することにより、営農に限らず地域の農業や関連産業の活性化を促す取組を推進すること
28 が地域の維持や農地の適正管理を進めるために重要である。

29 森林は、人工林の半数以上が本格的な利用期を迎え、主伐の増加が見込まれる中、森林の
30 多面的機能を発揮させつつ、資源の循環利用を進めていくことが重要である。このために
31 は、生産性の向上や造林コストの低減等により、再造林経費を捻出できるようにし、主伐後
32 の再造林の確保を図っていく必要がある。生産性向上等により林業による収益を確保し、主
33 伐後の再造林を着実に実施するなど、長期にわたり持続的な林業経営を担うことができる者
34 を育成していくことで、良好な管理を図っていくことが重要である。また、自伐林家を含め
35 た多様な担い手の育成確保や森林所有者にも利益が還元される仕組みの構築も重要である。
36 森林所有者自らが経営管理を実行できない森林については、市町村が森林経営管理制度を活
37 用し、経済ベースに乗る森林を林業経営者につないでいき、地域経済の活性化に貢献してい
38 くことも必要である。経営管理の集積・集約化が見込まれる地域を中心とした路網整備や高
39 性能林業機械導入等により、これらの林業経営者の育成を図ることも重要である。

1 また、農林水産業・農山漁村が持続可能なものとなるためには、農林水産業・農山漁村の
2 所得の増大と地域内での再投資、更なる価値の創出という好循環を生み出していくことが重
3 要であり、農林水産物の地産地消や農林漁家民宿等も含む6次産業化の取組や景観を活かし
4 た地域おこしの取組、バイオマス等の再生可能エネルギーの活用など、地域の農林水産業の
5 健全な発展に資する多様な取組の促進も重要である。

6 農林水産業経営と他の事業を組み合わせる多角的に事業展開する地域運営組織や地域商社
7 などの事業体の形成により、地域の農林水産業や6次産業化の取組を持続可能なものへとし
8 ていくことも必要である。

9 10 (4) — 2 景観形成、地域文化の保存・継承機能

11 (4) — 2 — 1 景観形成、地域文化の保存・継承機能における国土管理上の課題

12 我が国には、地域ごとに変化に富んだ自然環境とそれに根差した暮らしの営みや生産活動と
13 が一体となって形成されてきた里地里山の棚田や集落などの美しい景観や、地域固有で多様な
14 伝統工芸や祭、食などの有形・無形の文化が存在する。こうした地域固有で多様な景観や文化
15 は、我が国にとっての財産であるとともに、地域の個性や価値を創出し、魅力ある観光資源や
16 独自の地域産品として地域の活性化に資する資源にもなる。また、良好な景観は、快適な生活
17 空間を創出するとともに、地域や暮らしに対する愛着や誇りを形成するなど、地域の生活環境
18 や地域コミュニティの維持・形成の面からも重要な役割を果たしている。

19 しかし、人口減少・高齢化等による地域コミュニティの衰退や担い手不足、国土管理水準の
20 低下により、こうした良好な景観や文化の維持が困難になってきている。

21 特に、農山漁村においては、農林水産業等により支えられてきた里地里山の荒廃による美し
22 い景観の喪失や、長い営みの中で培われてきた自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪
23 失が懸念される。また、農山漁村・都市地域に至るまで、所有者の高齢化や人口減少による担
24 い手不足、維持管理の費用・手間の増大等により歴史的建造物の喪失や地域の祭礼行事の維持
25 困難化など、地域の歴史的風致の喪失や、それによる固有の伝統的文化の喪失、郷土意識や地
26 域の活力の低下が懸念されている。

27 また、空家等が増加することでまちなみ景観が悪化し、生活環境としての質やまちの魅力の
28 低下につながることも懸念される。

29 30 (4) — 2 — 2 景観形成、地域文化の保存・継承機能における国土の管理の在り方

31 こうした地域固有の景観や文化を保存・継承し、地域の価値や魅力を創出していくためには、
32 文化財保護法等の指定の有無に関わらず、地域のアイデンティティや魅力ある地域づくり、地
33 域活性化等の観点から、地域で保存・継承していくべき景観や文化的資源を幅広く調査・把握
34 していくことが重要である。また、有形・無形を問わず、その周辺環境を総体として捉え、継
35 続的・計画的にその保存・活用に取り組むことが重要である。特に市町村と地域住民の連携の
36 もと、地域において重要な景観・文化的な資源を掘り起こすことが重要である。

37 また、担い手不足や高齢化が深刻化する中であっては、幅広い主体の参画によって取組が支
38 えられる必要がある。例えば、里地里山の景観保全は農林水産業の従事者だけでなく、地域住
39 民も参加する地域活動として行うなど、関係人口も含め地域内外の人材によって支えられる仕

1 組みづくりも必要である。

2 また、空家や空地の増加によってまちなみ景観が損なわれることに対しては、市町村による
3 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく対策の実施や、跡地等管理等協定制度の活用等
4 により適切な管理を図ることが考えられる。

5 このため、市町村においては、良好なまちなみ景観の維持・形成や景観や文化の保存、さら
6 に、地域資源として活用する観点から、まちづくり、観光、地域振興、教育等の関係部署と連
7 携することが重要である。市町村管理構想の検討に当たっては、景観計画や文化財保存活用地
8 域計画、歴史風致維持向上計画等と連携し、管理すべき景観や文化的資源の把握をするととも
9 に、空家等の増加による景観悪化への対応の観点から空家等対策計画と連携し、管理の在り方
10 を示すことが望ましい。

11 都道府県においては、景観計画の対象区域や文化財保存活用大綱を踏まえた管理すべきエリ
12 アや管理の在り方を示すとともに、特に、複数市町村にまたがって存在し、関連性を有する文
13 化資源や一体的に形成されている景観については関係市町村間の連携を促進することが期待
14 される。

15 (4) — 3 保健・レクリエーション機能

16 (4) — 3—1 保健・レクリエーション機能における国土管理上の課題

17 自然公園等や、農山漁村や都市の農地や森林などを含む里地里山や緑地などの身近な自然環
18 境は、保健休養やレクリエーション、自然体験学習等の教育の機会を提供しており、地域住民
19 のみならず、その地域外から訪れる者も広くその恩恵を受けている。

20 また、新型コロナウイルス感染症の拡大等を受けて、地方回帰への関心や、都市域において
21 も公園等オープンスペースのニーズが高まるなど、森林、農地、緑地等の持つ保健休養機能を
22 発揮する国土管理や地域づくりのニーズが高まっている。

23 しかし、農山漁村における里地里山など二次的自然が放置され、自然的・文化的景観が損な
24 われることで、こうした保健休養やレクリエーション等を提供する場が喪失されることが懸念
25 される。

26 (4) — 3—2 保健・レクリエーション機能における国土の管理の在り方

27 良好な景観の形成や環境保全の視点等とともに、自然体験学習などのレクリエーションに資
28 することや保健休養機能を発揮することで多様化するライフスタイルに対応した魅力的な地
29 域づくりの観点からも国土管理の在り方を検討することが必要である。

30 里地里山の管理に当たってはその担い手の不足が課題になるが、地域外の住民が観光・自然
31 体験の一環として国土管理活動に参加する例や、高齢者や障害者の生きがいや職業訓練等の一
32 環として耕作放棄地の整備・活用を行う例があるなど、保健休養やレクリエーション機能を生
33 かすことで管理を行うことも考えられる。

34 また、人口が減少し、開発圧力が低下する中においては、特に都市やその郊外部において発
35 生する空き地を公園や市民農園等緑地として活用することで、こうした保健休養・レクリエー
36 ション等の機能を発揮させ、生活の質を高めることにつなげる視点も必要である。こうしたオ
37 ープンスペースは、同時に、景観形成や防災・減災、生態系の保全・回復など多様な機能を複
38 39

1 合的に発揮するグリーンインフラとして、計画的に活用することが望まれる。市町村や地域住
2 民が自ら、こうした保健・レクリエーション機能を発揮させることで地域の質の高い生活環境
3 の実現や魅力的なまちづくりに資する土地やその利用・管理の在り方を検討することが望まれ
4 るとともに、保健・レクリエーション機能の発揮による観光や福祉、教育等との連携も含めた、
5 国土管理への多様な主体の参加を促すことも考えられる。市町村においては、市町村管理構想
6 の検討に当たり、これら関係部署と連携するとともに、グリーンインフラとしての活用の観点
7 も含め、緑の基本計画との連携のもと、人口減少下の都市における緑地や農地の望ましい管理
8 の在り方を検討していくことが重要である。

9 10 (4) — 4 国土保全機能

11 (4) — 4 — 1 国土保全機能における国土管理上の課題

12 農地や森林は適切に管理されることによって、国土保全機能が持続的に発揮される。農地
13 については、畦畔の管理がなされることが土砂流出を防止し、水田等に一時的に雨水が貯められ
14 ることによって洪水の緩和にも貢献している。他方、森林の場合は、下層植生が発達すること
15 により土砂の流出が防止され、樹木が根を張り巡らすことにより土砂崩壊も防止される。この
16 ように農地や森林の持つ国土保全機能は、その地域やさらに流域等の広域に及ぶ防災・減災に
17 も貢献している。気候変動の影響により、災害が頻発化・激甚化する中においては特に、防災・
18 減災の効果が発揮されるよう、適切に管理が行われることが重要である。

19 一方で、造林未済地や過密人工林、管理が行われなくなった里山林等、手入れが十分に行わ
20 れなくなった森林については、土砂崩壊など山地災害のリスクの増大が懸念される。また、上
21 流部の山腹崩壊に伴って発生した流木が下流部に被害を与えるなど広域に被害を及ぼす事例
22 も発生している。

23 農地においても、管理が行われなくなった水田やため池における土砂崩壊や漏水・決壊の危
24 険性が増大することが懸念される。

25 26 (4) — 4 — 2 国土保全機能における国土の管理の在り方

27 災害に強い国土・地域づくりのためには、こうした国土保全機能が発揮されるよう管理を行
28 うとともに、その機能を超えて災害が発生することも想定した土地利用・管理を行うことが必
29 要である。

30 表土流出や土砂崩壊等を防止する機能を適切に発揮し、災害のリスクを低減する観点から、
31 再造林や間伐等の適切な管理、流木化の可能性が高い立木の事前伐採等を進めるとともに、集
32 落や重要なインフラ施設周辺の森林、周辺に家屋・公的施設等があり、決壊した場合に被害を
33 及ぼす可能性があるため池などについては、人的被害が拡大するおそれがあるため、森林の整
34 備・保全や、ため池における必要に応じた補強対策や統廃合の実施、豪雨に備えた低水位での
35 管理等、優先的に適切な管理を行う必要がある。

36 さらに、都市や農山漁村においては、人口減少等を踏まえた土地利用や管理の見直しが進め
37 られる機会をとらえ、災害リスクを踏まえたまちづくりを検討することが重要である。

38 特に、近年では、気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、河川、下水道、砂防、
39 海岸等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、河川区域のみならず、氾濫域も含めて一

1 つの流域として捉え、その河川の流域全体のあらゆる関係者が共同して流域全体行う治水対策、
2 「流域治水」への転換の必要性が示されている。国・都道府県においては土砂災害や洪水浸水
3 等による災害危険エリア箇所を指定・周知するとともに、河川管理者に加え都道府県、市町
4 村等の関係者からなる流域治水協議会等を活用し、広域の関係者による連携・調整を促進し、
5 取組を進めて行く必要がある。

6 「流域治水」においては、災害リスクの高い区域の土地利用を避けることや、災害リスクの
7 低い区域への居住の誘導等、コンパクトシティ施策と連携した災害に強いまちづくりの視点も
8 必要である。また、災害に対して脆弱な土地の利用を避けることに加え、海岸林や遊水効果を
9 持つ湿原の保全・再生、水田が一時的に雨水を貯留することを活用した田んぼダムなどの耕作
10 放棄地を含む水田・農地の活用・保全等といった自然環境の持つ多様な機能を活用し、防災・
11 減災効果だけでなく、生物多様性の保全、良好な景観や生活環境の形成等の複合的な効果を発
12 揮させるグリーンインフラや Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction：生態系
13 を活用した防災・減災）の考え方を取り入れることも重要である。こうしたことから、都道府
14 県や市町村において、治水や河川などの防災・減災の担当部局とまちづくり、さらには、農林
15 業や自然環境等の担当部局が連携することが重要である。

16 また、市町村や地域において国土管理の在り方を検討するに当たっては、災害に備え、「事前
17 復興」の観点を考慮することが重要である。こうした検討を行っておくことで、災害復旧に際
18 しても、被災前と異なる土地利用やインフラの撤退等を考慮に入れた選択的・創造的な復旧を
19 行うことが可能になる。

20 こうしたことから、都道府県や市町村において、治水や河川などの防災・減災の担当部局と
21 まちづくり、さらには、農林業や自然環境等の担当部局が連携し、災害危険エリアも踏まえ、
22 災害に強いまちづくりに向けて、土地利用や管理の在り方を検討することが重要であり、都道
23 府県管理構想や市町村管理構想の検討に当たっても、地域防災計画や国土強靱化地域計画のほ
24 か、まちづくりの観点から都市マスタープランや市町村おける立地適正化計画、グリーンイン
25 フラや Eco-DRR 活用の観点から緑の基本計画や生物多様性地域戦略等と整合を図ることが効
26 果的である。

27 (4) — 5 環境保全機能

28 (4) — 5 — 1 環境保全機能における国土管理上の課題

29 人の手が加えられることで維持されてきた里地里山は地域の身近な自然環境であるとともに
30 に、そうした環境に特有の動植物の生息・生育地となっており、国土全体でみても日本の固有
31 種や絶滅危惧種の多くが里地里山地域に存在するなど、生物多様性保全の観点からも重要な役
32 割を担っている。

33
34 しかし、産業構造や資源利用の変化に加え、人口減少・高齢化に伴って、水田等の農地や里
35 山林等の利用・管理といった自然に対する働きかけが縮小することによって、これまで普通
36 に見ることができた生物種の絶滅のおそれが高まるようになるなど、里地里山の生物多様性の喪
37 失や動植物の減少が危惧されている。

38 また、こうした自然に対する働きかけの縮小は、シカやイノシシなど特定の生物の急激な増
39 加にも繋がっている。耕作放棄地や利用されないまま放置された里山林等がこうした生物の生

1 息環境に適したものになることなどにより生息域が拡大し、生息数が増加し、深刻な農林業被
2 害、食害等による植生変化など生態系への影響、人身被害などの鳥獣被害が発生している。

3 また、森林は二酸化炭素を吸収するとともに、生産される木材を利用することで、炭素を長
4 来的に貯蔵可能であり、地球温暖化防止に向けて、間伐や再造林等の適切な森林整備や木材利
5 用等を進めていく必要がある。

7 (4) —5—2 環境保全機能における国土の管理の在り方

8 生物多様性の保全のためには、国・都道府県が広域的な生物の生息・生育域や生態系ネット
9 ワークの形成の観点から、特に保全すべき自然環境や、再生・創出すべき自然環境を示すとと
10 もに、市町村や地域においては、持続可能な地域資源の活用により里地里山の管理を継続する
11 など、身近な自然環境を保全していくことが望ましい。しかし、里地里山のような人が継続的
12 に管理することで維持されてきた自然環境は、人口減少下では、全てを保全していくことはで
13 きないという視点に立ち、各地域が自ら確保したいと考える場所の重点的な保全を検討してい
14 くことが必要である。この際には、重要里地里山の選定箇所も検討の参考になるとともに、地
15 域の営みの中で大切にされてきた自然環境の保全が、自然資源を活用して育まれてきた地域の
16 景観や文化の保全等にも資することから、地域住民自ら地域の守りたい自然環境を把握し、管
17 理の在り方を検討すること重要である。また、地域において国土管理の在り方を検討する際に
18 は、鳥獣による農林業被害の防止の観点から、隠れ場所となるような土地の草刈り等の管理を
19 行う、森林と農地の間に緩衝帯を設けるといった視点も必要である。

20 管理の在り方を検討するにあたって、脱炭素社会の構築に向けて再生可能エネルギーを最大
21 限活用することが課題となっている中で、特に農山漁村においては、地域の特性に応じ、太陽
22 光・風力・水力・地熱・バイオマス等、多様な地域資源を再生可能エネルギーとして活用する
23 視点も必要である。地域資源として活用することを通して国土管理の取組を推進につながると
24 ともに、地域資源を活用した自立・分散型のエネルギーの導入することで、地域経済の好循環
25 や、雇用促進、災害時のレジリエンス、里地里山の生物多様性の保全にも貢献する。

26 森林については、人工林の半数以上が本格的な利用期を迎える中、二酸化炭素の吸収能力や、
27 木材による炭素貯蔵等の効果を高める観点からも、木材利用を拡大するとともに、間伐の適切
28 な実施や、成長の旺盛なエリートツリー等による再造林により、「伐って、使って、植える」と
29 いう循環利用を進めていくことが重要である。

30 また、人口減少は自然環境の保全・再生・創出の好機とも捉えることができる。人為的に管
31 理が行われてきた土地は、放棄されることによって、その地域本来の生態系に戻らず、荒廃化
32 の懸念があるが、一方で、従来の自然環境が再生され、生物多様性の保全に繋がっている事例
33 もある。例えば、かつて水田として利用されていた耕作放棄地を湿地として再生することで、
34 生物多様性の保全、湧水や水質の保全等に貢献するとともに、治水にも寄与する可能性がある。
35 こうしたことから従来どおりの利用・管理が難しくなる土地に関しては、計画的に従来の自然
36 環境の再生や、森林への移行等を図る視点も必要である。

37 都市域においても、自然環境の保全・創出は、生物多様性の保全や二酸化炭素の吸収に加え、
38 微気象の緩和、大気的清浄化、騒音の抑制など多様な環境保全機能を有していることから、従
39 来から行われている緑地の保全や緑化を継続して行うとともに、発生する空地や居住誘導区域

1 外における緑地の整備や自然環境の保全・再生を図ることが重要である。

2 こうしたことを踏まえ、都道府県管理構想や市町村管理構想の検討に当たっては、都道府県
3 や市町村における環境基本計画や生物多様性地域戦略、緑の基本計画における自然環境や緑地
4 の保全や創出の在り方、また、地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネル
5 ギーの活用の方向性と調整・連携をすることが望ましい。

6 7 (4) — 6 水循環機能

8 (4) — 6 — 1 水循環機能における国土管理上の課題

9 農地や森林は、雨水の一時的な貯留、地下水の涵養、水質の浄化、水源涵養の機能等を有し
10 ている。しかし、農地や森林等の管理水準の低下や、土地利用の転換等によっては、こうした
11 機能が十分に発揮されなくなる懸念がある。

12 13 (4) — 6 — 2 水循環機能における国土の管理の在り方

14 こうした水循環に関わる機能は、水資源の確保や治水など流域の範囲に及び、上下流の関係
15 を踏まえ、流域で総合的かつ一体的に管理の在り方を検討することが必要である。このために
16 は、関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民などの様々な主体が連携する
17 ことが必要であることから、流域の関係者から構成される流域水循環協議会等を活用し、課題
18 や将来像及びこれらの解決や実現に向けた基本的方向性や方策を共有することが重要である。
19 流域や地下水盆の範囲や課題等の地域の実情に応じ、各市町村内における取組も重要であるが、
20 水循環の範囲は市町村界を超える場合があり、特に、こうした広域的な視点からは、流域の市
21 町村間や関係機関の連絡・調整を行うことで、流域全体の治水、生物多様性保全、水質及び水
22 資源の確保といった総合的な視点から管理の健全な水循環が確保され、連携が促進されるよう
23 国や都道府県が必要に応じて支援を行う。

24 また、水資源や水質の確保の観点からは、河川上流の重要な水源地や集落の水源地となっ
25 ている森林における浸透・保水能力の高い土壌の維持・造成や、上・中流域の水田の維持を図る
26 などの視点を考慮することが必要である。市町村において土地利用や管理の在り方を検討する
27 際には、生活や産業のための水資源の利用状況やその水源を把握したうえで、検討することが
28 重要であるが、水源地と水利用を行う地域は市町村界を超えることも想定されるため、必要に
29 応じて、都道府県は市町村や地域の管理の在り方の検討に資するよう、域内の生活や産業に係
30 る水資源の利用状況を踏まえ、その水源として重要なエリアやその管理の在り方を示すとこと
31 が望まれる。都道府県においては水資源の保全に係る条例が制定されている場合もあり、都
32 道府県管理構想や市町村管理構想の検討に当たっては、こうした条例等で示された水資源の保
33 全上重要なエリアを踏まえるとともに、流域水循環計画等の健全な水循環の維持又は回復に関
34 する広域的な計画との整合を図ることが望ましい。

35 また、適切な水利用の確保の観点からは、水源地となる土地の適切な管理に加えて、用排水
36 路網の適切な維持・管理も重要である。

37 特に、上流域となる中山間地においてはこうした維持・管理を行う担い手不足も課題である
38 ことから、地域コミュニティによる共同活動の体制確保や、さらに、下流域に自治体や企業・
39 住民が、上流域において森林の整備・保全や耕作放棄地を含めた水田の活用等の水源涵養や水

- 1 利用に関わるインフラの管理を支援・実施するなど、上下流域の連携による管理の仕組みを検
- 2 討することも有効である。